

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 6 月 20 日現在

機関番号：17702

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2013～2015

課題番号：25380078

研究課題名(和文) 英国の教育・スポーツ分野の子ども保護法制度の現状と課題 - 我が国への導入に向けて

研究課題名(英文) The present state and issues of the child protection legal system in education and sport settings in the UK : for introduction of the system into Japan

研究代表者

森 克己 (MORI, Katsumi)

鹿屋体育大学・スポーツ人文・応用社会科学系・教授

研究者番号：60343373

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,600,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、2001年のChild Protection in Sport Unit(CPSU)設立以降、スポーツ指導における虐待から子どもを保護する制度(Child Protection、以下CPと略)が整備されてきた英国の現状を調査・研究した。本研究の結果、英国のCP制度は、(1)制度の包括性、(2)虐待の類型化、(3)指導者による良い実践(good practice)の提示、(4)DBSによるチェック制度、(5)各スポーツ団体独自の内容・特徴、(6)指導のあり方との関連性、(7)コーチングの資格制度とリンクした制度設計、(8)指導者自身を守る制度としての意義を有することがわかった。

研究成果の概要(英文)：This study researched the British present state that a system (Child Protection, the abbreviation "CP" stands for it as follows) to protect a child from abuse in the sports instruction had been maintained since Child Protection in Sport Unit(CPSU) was established in 2001. As a result of this study, the British CP system has the following characteristics. (1) Comprehensiveness of the system, (2) Division of abuse into five types, (3) Modelling of good practice by sports coaches, (4) System checks by the DBS, (5) CP guidelines of each sports organization in the UK contains unique contents and characteristics, (6) Instructional guidelines for sports authority figures, (7) Link to a certification system for coaching, (8) Protection of sports authority figures themselves.

研究分野：スポーツ法、教育法、憲法

キーワード：チャイルド・プロテクション 英国 Child Protection スポーツ指導 虐待・体罰 コーチング CPSU DBS

## 1. 研究開始当初の背景

英国では、18歳未満の子どもを親等からの虐待から保護するチャイルド・プロテクション(Child Protection、以下CPと略)の制度が、1989年子ども法(Children Act 1989)等を中心に整えられてきた。そして、2003年の政府のグリーン・ペーパー‘Every child matters’に基づき、児童福祉を抜本的に改革する2004年子ども法(Children Act 2004)が制定された。同法により、地方では、関係諸機関の連携の中心的役割を担う「地方子ども保護委員会」(Local Safeguarding Children Boards、以下LSCBと略)が設立されるなどの改革が行われた。

そして、ソウルオリンピックの英国水泳チームのコーチがかつて勤務した学校等で少女達に対して性犯罪を行ったことが発覚し、英国アマチュア水泳連盟(Amateur Swimming Association of Britain、以下ASAと略)によりスポーツ分野のCP制度が導入された。そして、2001年には、スポーツ分野のCPの中核機関として「スポーツにおける子ども保護局」(Child Protection in Sport Unit、以下CPSUと略)が「全国子ども虐待防止協会」(National Society for the Prevention of Cruelty to Children、以下NSPCCと略)内に設立された。CPSUは、政府から資金提供されている全てのスポーツ団体にCPの制度を導入するために設立された。

また、教育分野では、教育・雇用省が2004年に教育分野でのCP制度ガイドライン「教育における子ども保護」(Safeguarding Children in Education)を策定し、さらに2007年1月に同省が「教育における子ども保護とより安全な採用」(Safeguarding Children and Safer Recruitment in Education)を刊行し、教師、ボランティアを含め教育分野で子どもと関わる可能性のある者からの不適切(unsuitable)な人々を排除する仕組みが2008年から導入された。

以上のことを踏まえ、本研究は、英国のCP制度の教育・スポーツ分野における制度全体の仕組みとその意義を法学的な観点から考察した。

## 2. 研究の目的

英国では、2001年にCPSUが設立されて以来、スポーツ団体がCPのガイドラインを策定するなど、スポーツ指導者等による虐待から子どもを保護する社会的仕組みが整備・充実されてきた。さらに、英国の教育・雇用省でも2004年にCPの新ガイドラインを策定し、不適格者を排除する制度等を導入した。本研究は、英国での学術調査等により、英国の教育・スポーツ分野におけるCPの法制度の現状や政府・スポーツ団体によるガイドラインの内容等を考察し、日本における制度構築に示唆を得ることを目的

とした。

## 3. 研究の方法

平成25年度から27年度の研究期間のうち、最初の2年間で英国での学術調査及び文献・資料の収集・考察を行い、最終年度の平成27年度に3年間の集大成として、英国からCPの研究者を招へいし、国際シンポジウムを日本で開催した。

### (1)平成25・26年度

平成25年9月と26年9月に実施した学術調査では、ブルーネル大学(ロンドン)、アングリア・ラスキン大学(ケンブリッジ)、エッジ・ヒル大学(オームスカーク)のCP研究者、英国柔道連盟(British Judo Association、以下BJAと略)のCP担当者、CPSUのディレクター、ケンブリッジ地区LSCB(Local Safeguarding Children Board)の担当者及びスポーツ法の研究者、コーチングの専門機関であるSports Coach UKのCP担当者に対する面接調査及び大英図書館において資料収集を行った。さらに、平成25年9月の調査時には、ケンブリッジで開催されたSports Coach UK主催のワークショップに参加し、その内容等を考察した。

### (2)平成27年度

本年度は、次のとおり体育・スポーツに関するCPの国際シンポジウムを開催した。

シンポジウムテーマ：「体育・スポーツ分野における子ども保護法制度導入の意義と課題 - イギリスの制度に倣って」

日時：2015年11月29日(日)10時30分～16時00分

会場：鹿屋体育大学 東京サテライトキャンパス(東京都文京区)134 講義室

内容

#### 一 午前の部(10:30～12:00)

##### ・基調講演(10:40～11:30)

「体育・スポーツにおける子どもへの体罰・虐待を考える」小宮山悟氏(野球評論家 NHK MLB 解説者)

##### ・基調講演(11:30～12:00)

「イギリスにおけるスポーツに関わる子ども及び青年の福祉を守るためのNSPCC CPSUの役割 - スポーツ界との連携・協働の実態」Anne Tiivas氏(NSPCC CPSU director)

#### 二 午後の部(13:00～16:00)

##### ・第1部：テーマ「体育・スポーツ指導における子どもへの体罰・虐待の現状を考える」

講演(各25分)

「スポーツにおける子どもの国際的保護：『子ども』を中心としたより安全な組織の構築」Dr. Daniel Rhind(ブルーネル大学)、「BJAによる子ども保護制度の内容と課題 - 柔道のコーチングの在り方との関連を中心として」Dr. Mike Callan(国際柔道研究会会長)、「イギリスにおける体育、学校及びコミュニティスポーツ

における体罰及び虐待の防止」Dr. Melanie Lang (エッジ・ヒル大学)「我が国の体育・スポーツ指導における子どもに対する体罰・虐待防止の現状と制度改革の方向性」森克己(鹿屋体育大学)

・第2部：パネルディスカッション  
テーマ「スポーツにおける子ども保護法制度の日本への導入に向けた課題及び日本の体育・スポーツ指導における子ども保護制度の構築について」  
(司会)鹿屋体育大学 森克己  
(指定討論者)小宮山悟氏、NSPCC CPSU Anne Tiivas 氏、ブルーネル大学 Dr. Daniel Rhind 氏、国際柔道研究者会会長 Dr. Mike Callan 氏、エッジ・ヒル大学 Dr. Melanie Lang 氏

#### 4. 研究成果

本研究の結果、イギリスのスポーツ分野のCP制度は、次のような意義・特徴を有していることがわかった。

##### (1) 制度の包括性

政府から資金を交付されているあらゆるスポーツ団体で子ども保護のガイドラインを策定することが義務付けられている。

##### (2) 虐待の類型化

各スポーツ団体が定めるガイドラインでは、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、ネグレクト、いじめの五つ類型の虐待が定められている。これらのうち、指導者による殴る・蹴る等の体罰は、「身体的虐待」に該当し、セクハラ的な行為は「性的虐待」、暴言は「心理的虐待」、指導の放棄・無視は「ネグレクト」に分類される。

##### (3) 指導者による良い実践 (good practice) の提示

コーチングの全国団体である Sports Coach UK では、「スポーツコーチのため行為規範」(Code of Practice for Sports Coaches)を定めており、その中には、スポーツ指導における虐待の防止に関することが定められている。また、各団体のCPガイドラインでも、虐待防止のためにコーチが行うべき「良い実践」(good practice)とコーチがしてはならない「悪い実践」(bad practice)が掲げられている。

##### (4) DBS によるチェック制度

この制度は、子どもと関わることに不適切な犯罪歴を有する者をスポーツ指導から排除する制度であり、以前は刑事記録局(Criminal Record Bureau, CRB)によって行われていたが、2012年11月に従来のCRBとISA(Independent Safeguarding Authority)の機能を有する機関としてDBS(Disclosure and Barring Service)が設立され、DBSによるチェック制度に移行している。スポーツ指導者は、ボランティアを含め、3年ごとにチェックを受ける必要がある。

##### (5) 各スポーツ団体独自の内容・特徴

例えば、BJAのガイドライン(2008年)では、身体的虐待の例として「お互いの合意がなく技術的に正当化できない乱取り」が挙げられるとともに、「いじめ」の項目では、嘉納治五郎が唱えた「精力善用」「自他共栄」の精神から「柔道家はいじめをしない」ことが書かれている。また、イングランドサッカー協会(Football Association)のCP制度は、同協会が推進するRespect Programmeと密接に関連する内容となっていて、親に対するオンラインのワークショップも実施されている。

##### (6) 指導者による指導のあり方との関連性

アマチュア水泳連盟(Amateur Swimming Association、以下ASAと略)のCPガイドラインでは、「身体的虐待」に、パフォーマンスを向上させる薬物の服用、オーバートレーニングを含めている。

また、同ガイドラインの第4章「コーチ、教師、プールサイドヘルパーへの情報とガイダンス」において、子どもへの指導に当たり、年齢、成熟、経験、能力に応じた指導に心がけ、コーチングに関するASAのガイダンスに従うことを定めている。

##### (7) コーチングの資格制度とリンクした制度設計

英国においてスポーツクラブ等でコーチとして指導する場合、コーチングの公的資格であるUKCC(United Kingdom Coaching Certificate)のレベル2以上を取得する必要がある。そして、例えば、ASAでは、資格取得のための研修会の内容にCPのガイドラインの内容等を学ぶことが求められており、コーチングの資格と連携した実効性のある制度となっている。

##### (8) 指導者自身を守る制度としての意義

CPの制度は、第一義的には指導を受ける子どもを保護する制度であるが、CPのガイドラインを守ることにより指導者自身もスポーツ指導から排除されない制度としての意義を有する。

以上のほか、平成27年11月に開催した国際シンポジウムでは、英国の先進的な制度に倣い、日本にスポーツにおける子ども保護の制度を導入するに当たっては、NSPCC CPSUのような専門機関の導入が必要であることが確認され、このシンポジウムを契機として日本での制度導入を社会に広く働きかけていくことが確認された。

さらに、本研究の結果、近年の動向で注目すべきことは、ユニセフと英国のCPSUが協働してCPのガイドラインの国際標準化を進めていることが挙げられる。これは、EU国内のCPに関する制度の共通化の要請と国連のスポーツ開発におけるCP尊重の動向からCPの国際標準化が推進されるようになったものである。今後この動きが更に発展し、アンチ・ドーピングと同様に、国際条約の採択にまで至るかどうかについても注視したい。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

(1)森克己、スポーツにおける子ども保護の国際標準化の動向と課題、日本スポーツ法学会年報、査読有、22号、2015、145 - 157

(2)Katsumi Mori、Daniel Rhind、Misia Gervis、Mike Callan、Hiroki Nakamoto、David Elmes、Koji Hamada、Misato Sakanakalsamu Nakamura、Rie Yamada、The present state of abuse or corporal punishment involving children and sports authority figures and the necessity for a child protection system in sports in Japan、鹿屋体育大学学術研究紀要、査読有、50号、2015、17 - 24

(3)森克己、子どもに対するスポーツ指導のあり方に関するガイドライン構築の必要性について - 国際的動向及びイギリスにおけるスポーツ団体のチャイルド・プロテクション制度を参考にして -、日本スポーツ法学会年報、査読有、20号、2013、149 - 165

(4)森克己、イギリスのチャイルド・プロテクション制度に倣う体罰問題への対応のあり方、季刊教育法、査読有、177号、2013、94 - 99

〔学会発表〕 (計9件)

(1)森克己、我が国の体育・スポーツ指導における子どもに対する体罰・虐待防止の現状と制度改革の方向性、体育・スポーツにおける子ども保護制度に関する国際シンポジウム、2015年11月29日、鹿屋体育大学東京サテライトキャンパス(東京都・文京区)

(2)森克己、山田理恵、中本浩揮、子どもへのスポーツ指導に関する制度と虐待防止制度との連携についての日英比較、日本体育学会第66回大会スポーツ人類学専門分科会、2015年8月26日、国土館大学(東京都・世田谷区)

(3)森克己、スポーツにおける子ども保護の国際標準化の動向と課題、日本スポーツ法学会第22回大会、2014年12月20日、早稲田大学(東京都・新宿区)

(4)森克己、体育・スポーツにおける子どもに対する指導のあり方を考える - 我が国とイギリスの現状・課題を踏まえて、第51回鹿児島県生活指導研究協議会研究大会、2014年11月7日、鹿児島県総合教育センター大原台講堂(鹿児島県・鹿児島市)

(5)森克己、山田理恵、中本浩揮、スポーツにおける子どもの福祉に関する現状と課題 - オリンピック・ムーブメント及び法人類学的観点から、日本体育学会第65回大会スポーツ人類学専門分科会、2014年8月28日、岩手大学(岩手県・盛岡市)

(6)森克己、ジュニア期のスポーツ指導における体罰防止の取組、鹿児島市スポーツ少年団指導者研修会、2014年7月12日、鹿児島

アリーナ会議室(鹿児島県・鹿児島市)

(7)森克己、スポーツ指導における体罰・虐待の現状と子ども保護制度の必要性 - イギリスでの現地調査を踏まえて、フォーラム「スポーツにおける子どもの体罰・虐待を考える - イギリスの制度を参考にして」、2013年10月26日、南日本新聞会館(鹿児島県・鹿児島市)

(8)森克己、山田理恵、中本浩揮、イギリスと日本のスポーツ指導における体罰に関する法人類学的考察、日本体育学会第64回大会スポーツ人類学分科会、2013年8月28日、立命館大学びわこ・くさつキャンパス(滋賀県・草津市)

(9)森克己、スポーツ指導における暴力をめぐる課題 - 各国の状況とその対策「イギリスについて」、日本スポーツ法学会夏期合同研究会、2013年7月27日、同志社大学今出川キャンパス(京都府・京都市)

〔図書〕(計3件)

(1)尾形敬史(監修)、森克己ほか著、全日本柔道連盟、公認柔道指導者養成テキストA指導員、2015、76 - 79

(2)尾形敬史(監修)、森克己ほか著、全日本柔道連盟、公認柔道指導者養成テキストB指導員、2015、19-23

(3)入澤充(編著)、櫻田淳也・細越淳二・眞鍋知子・筒井孝子・佐伯徹郎・高井和夫・山田ゆかり・森克己・井出裕彦、エイデル研究所、体育・部活動指導の基本原則 - スポーツ基本法の理念を活かす、2015、108 - 121

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：  
取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

本研究代表者の研究内容等については、次のURLを参照。

<http://www.nifs-k.ac.jp/property/researchers/syllabary/07/000428.html>

## 6. 研究組織

(1)研究代表者

森 克己 (MORI, Katsumi)  
鹿屋体育大学・スポーツ人文・応用社会科学  
系・教授  
研究者番号：60343373

(2)研究分担者

山田 理恵 (YAMADA, Rie)  
鹿屋体育大学・スポーツ人文・応用社会科学  
系・教授  
研究者番号：60315447

中本 浩揮 (NAKAMOTO, Hiroki)  
鹿屋体育大学・スポーツ人文・応用社会科学  
系・准教授  
研究者番号：10423732

(3)連携研究者

( )  
研究者番号：

(4)研究協力者

マイク・カラン (CALLAN, Mike): 国際柔  
道研究会会長  
ダニエル・ラインド (RHIND, Daniel): ア  
スリートの福祉に関するブルーネル国際研  
究者ネットワーク会長、ブルーネル大学講師  
アン・ティバース (TIIVAS, Anne): NSPCC  
CPSU ディレクター  
メラニー・ラング (LANG, Melanie): エッ  
ジ・ヒル大学上席講師